

令和 4 年度愛媛県総合運動公園空調設備保守点検業務委託契約書

1 委 託 業 務 名	令和 4 年度愛媛県総合運動公園空調設備保守点検業務
2 業 務 の 内 容	別紙「愛媛県総合運動公園空調設備保守点検業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
3 業務実施場所	愛媛県総合運動公園内
4 契約履行期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
5 契 約 金 額	¥ —（うち消費税等 ¥ —）

上記の業務について、公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲乙の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により業務委託契約を締結する。

（総 則）

第 1 条 甲及び乙は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別添の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用その他この契約に関する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（契約の保証）

第 2 条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行わなければならない。ただし、甲から契約保証金の納付を免除された場合はこの限りでない。

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（次項において「保証の額」という。）は、契約金額の 10 分の 1 以上としなければならない。

3 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の 10 分の 1 に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利の譲渡等）

第 3 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

（再委託の禁止）

第 4 条 乙は、甲の承認を得ないで、業務の全部若しくは一部を第三者に再委託してはならない。

(業務の終了報告)

第5条 乙は、委託業務を実施したとき及び半期ごとの業務を完了したときは、その都度遅滞なく、甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

(検査)

第6条 甲は、前条の業務完了報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に業務完了を確認するための検査を行うものとする。

2 前項の場合において、検査に直接必要な費用は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第7条 委託料は年2回(半期)に分けて支払うものとする。

2 乙は、半期ごとの業務完了時の検査に合格したときは、甲に請求書を提出することにより委託料の支払を請求することができる。

3 甲は、前項の規定により請求書の提出があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、委託業務が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(代理受領の禁止)

第9条 乙は、委託料の受領を第三者に委任してはならない。

(契約保証金の返還等)

第10条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第6条の規定により検査が合格したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(甲の解除権)

第 11 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が契約履行期間内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(4) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 前 4 号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の 10 分の 1 を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

3 乙は、第 1 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第 12 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(事情変更による契約の変更)

第 13 条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額、契約履行期間その他の契約内容を変更することができる。

(作業上の責任)

第 14 条 この契約締結により、業務に従事する技術者が行う作業上の行為は、すべて乙の責めとし、作業上の事故においてもすべて乙の責任において措置するものとする。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、この契約に違反し、又はその責めに帰すべき理由により保守業務の実施に関し、甲若しくは他人に損害を生じしめたときは、その損害を賠償しなければならない。

(守秘義務)

第 16 条 乙は、委託業務を受託するに当たり、次の事項を遵守する。

(1) 委託業務を実施するにおいて知り得た秘密を、他人に知らせ、又は不正な目的に使用してはならない。

(2) 個人情報保護の重要性を十分認識し、個人情報保護法、愛媛県個人情報保護条例及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守して、適正かつ厳格な管理を行わなければならない。

(3) 前2項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

(その他)

第17条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団会計規程及び、愛媛県会計規則の例によるもののほか、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

住所 松山市市坪西町 551 番地
甲 公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団
氏名 理事長 高橋 祐二

住所
乙
氏名

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止等）

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

（資料等の返還等）

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 愛媛県個人情報保護条例

(委託に伴う措置等)

第16条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前3項の規定は、実施機関が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(罰則)

第54条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第16条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

愛媛県総合運動公園空調設備保守点検業務仕様書

1 業務目的

本業務は、空調設備機器を常に安全かつ良好な状態に維持するとともに、経済的、効率の利用を図ることを目的とする。

2 対象設備

別紙、空調設備機器一覧表（以下「別紙表」という。）のとおり
所在地：愛媛県総合運動公園（松山市上野町乙 46 番地ほか）

3 業務内容

受注者は、次の業務について関係法令等を遵守し実施する。

（1）定期点検

ア 年 2 回、冷房及び暖房シーズン前に別紙表のとおり機器ごとに保守点検を実施する。なお、点検実施日時は、発注者と事前に協議し決定する。

イ 上記アの保守点検の結果、機器等に修理又は取替を必要とするときは、修理復旧に必要な取替部品の仕様を調査し、発注者に文書で報告する。

ウ 上記イで連絡を受けた結果、発注者が、修理が必要と認める場合、消耗品的部品は受注者が手配購入し、修理又は取替に要する役務を提供する。その他部品等については報告に基づき甲乙協議のうえ対策を講じる。

（2）随時点検

ア 対象機器に異常が発生し、その旨を発注者から連絡を受けた場合は、異常な状態を是正するために必要な処置を行う。

イ 上記アにより機器等に修理又は取替を必要とするときは、修理復旧に必要な取替部品の仕様を調査し、発注者に文書で連絡する。

ウ 上記イで連絡を受けた取替部品は、発注者が手配購入するものとし、修理又は取替に要する役務は受注者が提供する。ただし、大規模な修繕については除く。

（3）業務報告

上記（1）の点検業務の終了後は、作業が終了した旨と点検結果を発注者に報告し、業務終了後 30 日以内に次の提出書類を 1 部提出すること。

なお、上記（2）の点検業務については、異常の是正のために行った必要な措置終了後に、作業が終了した旨と措置の内容について発注者に報告すること。

ア 保守点検実施結果報告書

（ア）点検要領書（点検項目、点検内容、点検方法、判定基準を明記したもの）

（イ）点検結果成績書

（ウ）点検結果の状況が分かるよう、必要に応じて写真を添付すること。

（エ）点検の結果、処置した個所、修理を要する個所（後日実施、別途費用分を含む）

（オ）次回点検時に点検項目の追加や取替部品等を推奨することがあれば、一覧表にまとめ提出すること。

イ 業務完了報告書

全ての業務を完了したときは、1部提出のこと。

7 その他

受注者は、定期点検及び随時点検において発生した廃棄物（廃ウエス等）は、関係法令に基づき持ち帰り等適切な処置を行うこと。

空調設備機器一覧表

機 器 名		保 守 点 検 項 目		点検回数	台数
空 調 機 器	エアコン室内機	1	吹出し・吸込み温度の測定	2回/ 年	205
		2	冷媒ガスの漏れ確認		
		3	熱交換器の詰まり・損傷・腐食等の有無		
		4	ファンモーターの異音・振動の有無		
		5	総合外観点検		
		6	フィルター清掃（脱却・清掃・取付）		
	エアコン室外機	1	総合電圧・電流の測定	2回/ 年	121
		2	圧縮機電流・絶縁抵抗の測定		
		3	保護装置の動作確認		
		4	冷媒ガスの漏れ確認		
		5	圧縮機・ファン類の異音・振動の有無		
		6	熱交換器の詰まり・損傷・腐食等の有無		
		7	総合外観点検		
換気・送風機機器	全熱交換器	1	ファンモーターの異音・振動の有無	2回/ 年	71
		2	電圧・電流の測定		
		3	総合外観点検		
		4	フィルター清掃（脱却・清掃・取付）		
	排気送風機	1	Vベルトの確認	2回/ 年	2
		2	モーターの異音・振動の有無		
		3	電圧・電流の測定		
		4	総合外観点検		
	外気取入ガラリ防虫網	1	総合外観点検（清掃）	2回/ 年	2
	器具フィルター	1	総合外観点検（清掃）	2回/ 年	30
	モーターダンパー	1	総合外観点検	2回/ 年	46
		2	動作確認		

体育館メインアリーナ					
1	空調機（マルチ）				体育館ギャラリー
	室外機	RAS-AP335DG1	10	台	
		RAS-AP280DG1	10	台	
		RAS-AP224DG1	10	台	
	室内機	RPI-AP280K	30	台	
	空調機（トリプル）				会議室(北・南)
	室外機	RAS-AP224HVM4	2	台	
	室内機	RCI-AP80K2	6	台	
	空調機（シングル）				事務室・研修室
	室外機	RAS-NP280CHV2	2	台	
	室内機	RP-NP280CSP1	2	台	
	空調機（一体型）	ARB312EAC	9	台	女子控室・男女更衣室
	空調機（ルームエアコン）	RAF-D36F	6	台	男子控室 ・医務室
		RAS-AJ36G	1	台	放送室
		RAS-AJ22J	1	台	2階チケット売り場
2	全熱交換器	EU-2400FA	2	台	FAN ルーム
3	排気送風機	CLF2-No.8RS-B	2	台	FAN ルーム
4	外気取入ガラリ防虫網		2	ヶ	FAN ルーム
5	器具フィルター	HS1500×600	30	台	体育館ギャラリー
6	モーターダンパー	MD750×300	46	台	床上・床下

体育館サブアリーナ					
1	空調機（天吊型）				体育館(北・東)
	室外機	RAS-AP335DG3	2	台	
		RAS-AP280DG1	2	台	
		RAS-AP224DG1	2	台	
	室内機	RPC-AP160K5	10	台	
	空調機（天埋型）				体育館南
	室外機	RAS-AP335DG3	1	台	
		RAS-AP280DG1	1	台	
		RAS-AP224DG1	1	台	
	室内機	RPI-AP280K1	3	台	
2	全熱交換器	LP-250XR2-79	2	台	体育館(西・東)
テニスコート					
1	空調機（シングル）	RZZP56CBT	1	台	事務室
		RZZP40CBT	1	台	救急室
		RZZP112CB	2	台	男子更衣室・女子更衣室
		RZZP280CB	2	台	会議室 1
		RZZP140CB	1	台	会議室 2
		RZZP224CB	2	台	会議室 3
2	全熱交換器	VL-160ZS3	1	台	事務室
		LGH-N65RS	3	台	会議室(1)(2)
		LGH-80RS	1	台	会議室(3)
弓道場					
1	空調機（シングル）	PLH-J45SA	1	台	審判室
		HLZ-321S	1	台	事務室
補助競技場					
1	空調機（ルームエアコン）	RAS-632EADR	1	台	事務室

球技場					
1	空調機（ルームエアコン）	RAS-251EADR	1	台	役員更衣室
		RAS-361EADR	1	台	事務室
		RAS-ZJ22J	1	台	放送室
		RAS-ZJ22J	1	台	医務室
		RAS-ZJ56J2	1	台	更衣室 1
		RAS-ZJ56J2	1	台	更衣室 2
		RAS-ZJ56J2	1	台	更衣室 3
		RAS-ZJ56J2	1	台	更衣室 4
陸上競技場					
1	空調機（マルチ）				
	室外機	RAS-AP400DS5	2	台	1F ミックスゾーン・他
	室内機	RCI-AP80K5	4	台	
		RCI-AP71K5	5	台	
		RCI-AP45K5	2	台	
	室外機	RAS-AP335DS5	1	台	1F 選手更衣室 M-1A・他
		RAS-AP224DS5	1	台	
	室内機	RCI-AP28K5	1	台	
		RCI-AP25K5	1	台	
		RCID-AP80K2	2	台	
		RCID-AP36K2	6	台	
	室外機	RAS-AP450DS5	1	台	1F ウォーミングアップ室 M-1・他
	室内機	RCI-AP80K5	5	台	
		RCI-AP71K5	2	台	
	室外機	RAS-AP400DS5	1	台	1F 玄関ホール・他
		RAS-AP224DS5	1	台	
	室内機	RCI-AP71K5	1	台	
		RCI-AP56K5	6	台	
		RCI-AP45K5	2	台	
		RCID-AP36K2	2	台	
	室外機	RAS-AP400DS5	1	台	1F 玄関ホール・他
		RAS-AP335DS5	1	台	
	室内機	RCI-AP71K5	5	台	
		RCI-AP56K5	5	台	
		RCID-AP56K2	2	台	

	室外機	RAS-AP224DS5	1	台	1F 情報処理室
	室内機	RCI-AP112K5	2	台	
	室外機	RAS-AP450DS5	2	台	1F 会議室 M-1・他
	室内機	RCI-AP71K5	10	台	
		RCID-AP80K2	2	台	
	室外機	RAS-AP400DS5	1	台	1F 管理事務室・他
		RAS-AP335DS5	2	台	
	室内機	RCI-AP90K5	7	台	
		RCI-AP71K5	4	台	
		RCID-AP90K2	1	台	
	室外機	RAS-AP280DS5	1	台	2FVIP ラウンジ・他
		RAS-AP224DS5	1	台	
	室内機	RCI-AP71K5	1	台	
		RCI-AP56K5	7	台	
	室外機	RAS-AP400DS5	1	台	2F 飲食施設
	室内機	RCI-AP90K5	4	台	
	室外機	PUSYP160MG-6	1	台	南サイドトレーニング室（中・西）
		PLYFP80BMG	2	台	
	室外機	PUSYP160MG-6	1	台	南サイドトレーニング室東 男子更衣室
	室内機	PLYFP56BMG-6	3	台	
	室外機	RZYP80CAV	2	台	バックスタンド・授乳室・救急室
	室内機	FHCP80BD	2	台	
	空調機（シングル）	RAS-AP80SHJ1	7	台	2F 託児室・救急室・4F 記録室・VIP 室
		RAS-AP50SHJ1	6	台	4F 警備室・放送室
		RAS-NP50HVRJ	6	台	3F 特別室
		ROA-AP564HSJ	1	台	4F 写真判定室
	空調機（ルームエアコン）	RAS-SJ25D	1	台	チケット売場
2	全熱交換器				
	天井カセット型	LGH-N50CX	9	台	
		託児室・事務室・予備室・観客用救急室・VIP ラウンジ・飲食施設			
		LGH-N15CX	10	台	
		記録室・警備室・VIP 室・放送室			
		LGX-N50CX	2	台	バックスタンド
	天吊カセット型	LGH-35CX5	3	台	南サイド

	床置型	SCF-50LS2	5	台	選手更衣室・会議室
		SCF-40LX	2	台	3F 特別控室
		SCF-40LS2	33	台	
		ミックスゾーン・ウォーミングアップ室・予備室・コーチ室			
		審判員室・医務室・ドーピング検査室・マッチコミッショナー室			
		大会運営室・資料書庫室・会議室・園長室・管理事務室			